

センター通信

大 夕 指 第 29 号

年 月 日

令和8年6月30日

添 付 書 類

無

宛 先

各 位

差 出 人

公益財団法人大阪タクシーセンター

件 名

大阪府庁南交差点周辺における不法駐車の禁止について

大阪タクシーセンターでは、タクシー輸送の秩序の確立及び利用者利便の向上を図るため最重点街頭指導場所、重点街頭指導場所を中心に不法駐停車や指定乗場外乗車、不法乗入れに対する指導を強化しているところです。

また、これ以外の場所においても

○ 主要幹線道路における不法駐車

○ 地域住民からタクシーセンター、警察署及び行政機関に寄せられた不法駐車

など悪質な不法駐車等を現認又は確認した場合は「タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱」に基づき指導を行うことがあります。

近時、地域住民から多くの苦情が寄せられている場所として、最重点街頭指導場所である「ＪＲユニバーサルシティ駅周辺」、そして指定場所ではありませんが、主要幹線道路である上町筋沿いの大阪府庁南交差点南東角周辺への不法駐車により交通渋滞を招き、交通の円滑化を阻害しているなどの苦情が多く寄せられています。

各営業所におかれましては、タクシー運転者に対する不法駐車等の禁止について指導を徹底して頂きますとともに、タクシー事業の適正化にご理解とご協力をお願いします。

以 上

本通信に関する問い合わせ先

〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見4-5-9

公益財団法人 大阪タクシーセンター

電話 TEL 06-6933-5617 FAX 06-6933-5612

センター通信をはじめ、センターから発信する情報は、ホームページでご覧になれます。
新しい情報の発信に努めますので、ご活用ください！